



# 島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第38号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務（市 町 村 課） 2  
の範囲等を定める規則の一部を改正する規則
- 島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（水 産 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則（規則第14号）

## 1 規則の概要

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理

## 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第15号）

## 1 規則の概要

長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

**規 則**

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第14号**

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第15号**

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表長期漁船建造資金の項中「1.9パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 
- 2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定又は融資機関の決定（知事の認定を要しないものに限る。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の知事の認定又は融資機関の決定に係る融資については、なお従前の例による。